

生食輸発0809第1号
平成28年8月9日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
監視安全課輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(スペイン産うるち米のテブコナゾール及びペルー産カカオ豆の2,4-D)

標記については、平成28年3月31日付け生食輸発0331第1号（最終改正：平成28年8月4日付け生食輸発0804第3号）にて通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査において、スペイン産うるち精米及びペルー産生鮮カカオ豆において食品衛生法違反の事例があったことから、同通知の別表1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係営業者へ周知方よろしくお願ひいたします。

記

1. スペインの項中、

対象国 ・地域	製品検査の 対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを 命ずる具体的理由
スペイン	うるち米（粉 を含む。）		テブコナゾ ール	別表2の 3による こと。	平成17年1月24日付け 食安発第0124001号「食 品に残留する農薬、飼 料添加物又は動物用医 薬品の成分である物質 の試験法について」に よること。	基準値（0.05ppm） を超えるテブコナゾ ールが検出されるお それがあるため。

を追加し、

2. 別表1中、

対象国 ・地域	製品検査の 対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを 命ずる具体的理由
ペルー	カカオ豆及び その加工品 (簡易な加工 に限る。)		2, 4-D	別表2の 3による こと。	平成17年1月24日付け 食安発第0124001号「食 品に残留する農薬、飼 料添加物又は動物用医 薬品の成分である物質 の試験法について」に よること。	基準値(0.01ppm) を超える2, 4-Dが検 出されるおそれがあ るため。

を追加する。